

新	旧	備考
中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00048 沿革 <u>令和2年2月28日 一部改正</u> 第1章 定義（第1条 - 第8条） 第2章 個別保証枠（第9条 - 第14条） 第3章 保険料率算定（第15条） 第4章 保険の申込（第16条 - 第18条） 第5章 保険料（第19条 - 第20条） 第6章 保険金の支払等（第21条） 第7章 輸出契約の内容の変更等（第22条 - 第23条） 第8章 雑則（第24条）	中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00048 第1章 定義（第1条 - 第8条） 第2章 個別保証枠（第9条 - 第14条） 第3章 保険料率算定（第15条） 第4章 保険の申込（第16条 - 第18条） 第5章 保険料（第19条 - 第20条） 第6章 保険金の支払等（第21条） 第7章 輸出契約の内容の変更等（第22条 - 第23条） 第8章 雑則（第24条）	
第1章～第3章 （略）	第1章～第3章 （略）	
第4章 保険の申込み （対象輸出契約） 第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。 一～七 （略） <u>八 防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであつて、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。）に係る輸出契約ではないもの</u> 2 前項第1号に規定する引受基準において輸出貨物の代金をI L Cにより決済することを条件とする国又は地域を保証国とする輸出契約について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。 「株式会社日本貿易保険は、取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がな	第4章 保険の申込み （対象輸出契約） 第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。 一～七 （略） 2 前項第1号に規定する引受基準において輸出貨物の代金をI L Cにより決済することを条件とする国又は地域を保証国とする輸出契約について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。 「株式会社日本貿易保険は、<u>海外商社名簿について（平成29年4月1日17 - 制度 - 00074）第1条に基づき作成された海外商社名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認す</u>	

新	旧	備考
されているものであって、取り消すことができないものをいう。) 取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」 3～6 (略)	<u>る</u>取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。) 取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」 3～6 (略)	
第17条～第18条 (略)	第17条～第18条 (略)	
第5章～第8章 (略) <u>附 則</u> この改正は、令和2年4月1日から実施する。	第5章～第8章 (略)	